

公立大学法人県立広島大学の第二期中期目標について

地方独立行政法人法第 25 条に基づき、中期目標を定めるときは、広島県公立大学法人評価委員会から意見を聴くこととされている（第二期中期目標案については、別紙のとおり）。

参考：地方独立行政法人法

第二十五条（中期目標）

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第七十八条（中期目標等の特例）

公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

公立大学法人県立広島大学 次期中期目標（案）

H24.12.27

基本的な考え方

少子高齢化の進行やグローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、産業界や地域社会から、こうした変化に対応し、柔軟に課題解決に取り組むことのできる人材の育成が期待されている。また、本県が目指す「イノベーション立県」の実現を担う人材の育成や、地域課題の解決につながる教育研究活動の実施など、大学の地域貢献機能の一層の強化が求められている。

このため、公立大学法人県立広島大学は、「地域に根ざした、県民から信頼される大学」という基本理念に則り、地域に貢献する公立大学として、産業界や地域社会が求める資質・能力を身につけ、企業や地域社会において活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究に取り組み、地域との連携を一層強化し、地域再生・活性化の核となる大学を目指す。

この中期目標の期間においては、「グローバル化が進む経済環境の中で、企業や地域社会において活躍できる実践力のある人材の育成」のため、次に掲げる事項を積極的に推進する。

なお、さらなる大学改革に取り組むこととし、その進展状況に対応し、必要に応じて本中期目標を変更する。

1 実践力のある人材の育成

将来の予測が困難な時代において、今後の変化に柔軟に対応していくための基礎となる汎用的な能力を身につけ、広い視野とグローバルな感覚を持って積極的に行動できる人材や、新たな価値を創造し、組織・社会の変革を実現できる実践力のある人材を育成するため、教育内容の充実強化と、教育の実施体制の整備を図る。

2 地域に根ざした高度な研究

社会や時代の要請に応える先端的な研究を行い、その成果を地域へ還元するため、産学官連携による研究体制の構築など、地域との連携を強化し、産業の振興や地域課題の解決に資する研究を進める。

3 大学資源の地域への提供

産業の振興や地域の持続的発展に寄与するため、大学に蓄積された研究成果等を活用し、地域への知的資源の提供などシンクタンク機能を強化するとともに、市町や非営利組織等多様な主体との連携を推進する。また、地域が求める人材の育成に取り組むことにより、地域社会の活性化に貢献する。

4 大学連携の推進

県内の大学が連携して産業界や地域社会の多様かつ高度な期待に応えていくことができるよう、大学連携の推進役として、積極的な取組みを進める。

5 大学運営の効率化

理事長を中心とした法人経営の基盤を強化するとともに、社会経済情勢の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、財政基盤の確立などガバナンスの強化を図る。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部、専攻科及び研究科を置く。

II 実践力のある人材の育成（教育の質の向上に関する目標）

1 教育に関する目標

社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、企業や地域社会において活躍できる実践力のある人材を育成するためには、主体的に問題を発見し解を見出す能力の向上が求められており、能動的学修の導入など学生の主体的な学びを拡大するよう教育方法の転換を行う。また、学部学科の枠組みを越え、各領域の専門性や強みを全学的な資源として活かし、特定領域の専門性を深めるだけでなく、幅広い知識の修得や複眼的な学修を可能とし、学生の動機付けや学修意欲の向上にもつながるよう幅広く学べる体制を整備する。さらに、教員中心の授業科目の編成から、学位を与える課程としての「教育プログラム」中心の授業科目の編成への転換など、教育課程の体系化や組織的な取組を進め、教育内容の質的向上・質的転換を図る。

入学者の選抜に当たっては、質の高い学生を確保するため、戦略的な広報を実施し、入

学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき選抜方法の充実を図るとともに、その成果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図る。

また、学生の卒業時又は修了時に求められる能力を確保するため、学修成果に係る達成状況の把握や検証を行うなど、適正な成績評価の仕組み等を構築する。

2 学士課程教育に関する目標

(1) 全学共通教育の充実

グローバル化が進む経済環境の中において、幅広い教養、語学力やコミュニケーション力を備え、社会人基礎力を持ち、主体的に考え、変化に柔軟に対応できる能力を養うため、全学共通教育の充実と推進体制の強化を図る。

(2) 専門教育の充実

企業や地域社会の課題に主体的に取り組み、解決に導くことができる体系性を持った専門的な知識、技術や実践的な能力を養うため、教育課程の体系化や学部学科の枠組みを越えた複線型履修を可能とする教育課程の整備などに取り組み、専門教育の充実を図る。

また、外国語の実践的な運用能力を養成するため、一部の専門課程等においては、外国語による専門科目の提供を行う。

さらに、学生に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力及び態度を身につけさせ、社会人・職業人へ円滑に移行することができるよう、産学連携による実践的なキャリア教育を実施する。

3 大学院教育等に関する目標

(1) 幅広い視野と応用的実践力を兼ね備えた人材育成のため、学術研究の高度化と優れた研究者養成機能の強化を進めるとともに、高度で専門的な知識及び技術を修得し、社会的に評価される能力を備えた、地域産業及び地域社会を支える職業人を育成する。

(2) 経営学分野の機能の強化を図り、地域の中堅・中小企業の経営や地域資源を活用した事業展開等を担う高度で専門的な人材を育成するとともに、地域の企業へのコンサルティングを行うことのできるシンクタンク機能の充実を図る。また、地域の企業に立脚した経営に関する高度専門職業人の育成に向けた教育課程の検討を行う。

(3) 教員免許制度改革への対応を検討する。

4 国際化に関する目標

国際感覚や異文化への理解力を育成し、キャンパスの国際化を推進するため、海外の大学との提携や学生に対する支援を強化し、学生を積極的に海外へ派遣するとともに、海外の大学から優秀な留学生を積極的に受け入れる。

5 学生への支援に関する目標

- (1) 学生が自ら目指すべき将来像を明確にし、その実現に向けた計画的な履修や適切な進路選択ができるよう、きめ細かな学修支援及び就職支援を行う。
- (2) 学生が安心して充実した学生生活を送ることができるよう、メンタルヘルスへの対応、感染症・薬物への対策等、心身の健康に関する相談・支援を強化する。
- (3) 学生が経済的により安定した環境で学習に取り組むことができるよう、奨学金制度の充実及び授業料の減免等の経済的な支援を適切に実施する。

6 大学連携の推進に関する目標

県内の大学が有する高等教育資源を最大限活用し、産業界や地域社会の多様かつ高度な期待に応えていくことができるよう、新たに設置するサテライトキャンパスを県内の大学の共用の場として単位互換科目及び公開講座等の幅広い提供を進め、大学連携の推進役として積極的に取り組む。

Ⅲ 地域に根ざした高度な研究（研究の質の向上に関する目標）

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標

人材育成及び地域社会の活性化に貢献するため、地域産業の振興や地域課題の解決に資する研究を推進する。

特に、地域産業の振興に関しては、中山間地域の資源等を活用した食品・バイオ・環境等に関する研究を推進するほか、地域の中堅・中小企業の経営に関する研究にも積極的に取り組む。

また、複雑化・高度化する地域課題に的確に対応していくため、学部・学科の枠を越えた学際的な研究を推進する。

2 研究実施体制等の整備に関する目標

研究の推進に当たっては、産学官連携を積極的に進めるとともに、外部研究資金の積極的

な導入を図る。

IV 大学資源の地域への提供（地域貢献に関する目標）

1 地域における人材の育成に関する目標

サテライトキャンパスを地域の教育拠点として整備し、企業等で活躍する社会人又は専門職等の技術・能力の更なる向上や地域社会の活性化を担う人材の育成を推進するとともに、高齢化社会に対応した学びや交流の場を提供する。

2 地域との連携に関する目標

- (1) 地域産業の振興や地域社会の活性化に貢献するため、企業の課題解決のための支援、食品、環境、医療、福祉などの分野における専門的な知的資源の提供、政策課題に対する検討や提言などを行うことができる地域のシンクタンクとしての機能の強化を図るとともに、地域活性化に貢献する人材の育成を図る。
- (2) 地域との連携を強化するため、地域連携センター等の機能の充実を図る。
- (3) 地域の課題解決に資するため、サテライトキャンパスや地域連携センターを拠点として、市町や非営利組織等多様な主体と連携した地域活性化や地域支援に取り組む。

V 大学運営の効率化（法人経営に関する目標）

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 組織運営の改善に関する目標

- ア 理事長のトップマネジメントを支える経営企画機能を強化するとともに、事務の効率化を進めるなど、機動的・弾力的な事務局運営を行う。
- イ 今後の大学改革の方向性を踏まえたメリハリのある資金配分を行う。
- ウ 教育目標を達成するため、教育プログラムの運営体制を整備し、効果的・効率的に運用するなど、全学的な教学マネジメントの確立を図る。
- エ 法令遵守など法人としての社会的責任を果たすためのコンプライアンスの確保を推進する。

(2) 教職員の教育力等の向上に関する目標

- ア 大学教育に情熱を有する優秀な教員を育成するため、年俸制等の多様な人事制度を導入するとともに、業績を適正に評価し、その結果を人事、給与、研究費等に反映させる教員業績評価制度を着実に実施する。また、教員の確保に当たっては、任期制の活

用等により、柔軟で機動的な採用を行う。

イ 教育の質の向上を図るため、授業内容や方法を改善し、向上させるための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）を着実に実施するとともに、教員に求められる資質能力の多様化・高度化に対応した職能開発を積極的に行う。

ウ 法人運営の安定化を図るため、職員の採用方法の見直しを行う。また、業務執行に係る能力の向上を図るため、職員研修制度を充実し、職員の能力向上を図るとともに、目標管理評価制度を導入する。

(3) 業務執行の効率化に関する目標

事務処理方法の改善や執行体制の見直し等に努め、業務執行の一層の効率化を図る。

(4) 戦略的広報に関する目標

教育、研究、地域貢献、法人経営等の状況等について、広報の目的・ターゲット・メッセージを明確化するとともに、適切な広報手段を選択し、戦略的な広報を展開する。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入の改善に関する目標

法人運営の安定性及び自律性を高めるため、外部資金を積極的に獲得するなど、自己収入の改善を図る。

(2) 経費の抑制に関する目標

ア 教育研究水準の維持向上に配慮しながら、教職員の適正な人員配置を行い、人件費の抑制を図る。

イ 管理業務の合理化等により、経常経費の抑制を図る。

(3) 資産の管理・運用の改善に関する目標

ア 法人が保有する資産については、全学的な視点から効率的な管理を行うとともに、有償貸付や共同利用を促進するなど、その活用を図る。

イ 法人が保有する資金については、実態を常に把握・分析し、適正に管理するとともに、安全かつ効率的な運用を図る。

3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

中期目標、中期計画及び年度計画の取組みの進捗状況、数値目標の達成状況、社会経済情勢の変化、学生及び産業界等のニーズを的確に把握し、大学機関別認証評価等の第三者評価も活用しながら、自己点検・評価を行い、教育研究活動及び法人経営の見直し及び改善に継

続して取り組む。これら自己点検・評価及び第三者評価の結果は、速やかに公表する。

4 その他業務運営に関する重要目標

(1) 危機管理・安全管理に関する目標

危機管理を徹底し、事故や災害等に適切かつ迅速に対応することができるよう、学生や教職員に対する教育を推進するとともに、関係機関との連携強化を図る。

(2) 社会的責任に関する目標

人権の尊重や法令の遵守など公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を確立する。

(3) 情報公開等の推進に関する目標

教育研究活動や法人経営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、情報公開の促進を図る。

(4) 施設設備の整備・活用等に関する目標

既存施設の効率的な維持・管理を行うとともに、長期的な展望に立ち、施設設備の計画的な整備を行い、有効活用を図る。

別表

大学名	学部	専攻科	研究科
県立広島大学	人間文化学部 経営情報学部 生命環境学部 保健福祉学部	助産学専攻科	総合学術研究科
広島県立大学			経営情報学研究科